

## 令和元年度 残薬整理事業支援補助金

評価表 NO.

18

所管部課名	市民健康課		担当者	茶圓			
事務事業名	残薬整理事業費						
根拠法令	残薬整理事業支援補助金交付要領						
補助経過年数	1年以上5年以下						
令和元年度 予算額	200 千円	国県支出金 千円	一般財源 200 千円	その他 千円			
	指標名		目標値	目標年度			
成果指標①	お薬手帳の購入部数		38,000 部	令和6年度			
成果指標②	お薬手帳カバーの購入部数		9,000 部	平成29年度から 見直し廃止			
補助対象者	川内薬剤師会の保険薬局						
補助対象経費	お薬手帳の購入に要する経費						
補助対象事業・活動の内容	川内薬剤師会会員が、適正な薬物治療の管理並びに再活用を推進するために、お薬手帳を購入して配布するものである。						
分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は 補助率	事業費の3分の2に相当する額又は予算措置額のうちいざれか少ない額						
上記項目の 積算方法	同上						
補助 過を 受け かる 年事 業の 決算 (団 状体) 況等の 事項等	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	自己資金	302,658	43.1%	195,154	49.4%	219,627	52.3%
	会費収入	67,134	9.6%	87,564	22.2%	104,547	24.9%
	事業収入	235,524	33.5%	107,590	27.2%	115,080	27.4%
	寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
	市補助金	400,000	56.9%	200,000	50.6%	200,000	47.7%
			0.0%		0.0%		0.0%
	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	702,658	100.0%	395,154	100.0%	419,627	100.0%
	事業費	702,658	100.0%	395,154	100.0%	419,627	100.0%
	人件費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0.0%		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
計	702,658	100.0%	395,154	100.0%	419,627	100.0%	
支出計/前年度支出計				56.2%		106.2%	
自己資金/前年度自己資金				64.5%		112.5%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数	1件		1件		1件		
成果指標の推移①	29,530部		19,400部		20,570部		
成果指標の推移②	32,833部		—		—		
【前回評価】平成28年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お薬手帳カバーに対する補助の要否について検討が必要</li> <li>・お薬手帳の必要性を検討し、利用率の向上を図る。</li> </ul>							
【前回評価への回答】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度から、補助対象経費を見直した。「お薬手帳カバーの購入に要する経費」を削除し、「お薬手帳の購入に要する経費」のみに変更</li> <li>・「お薬手帳」の普及を図る一方で、スマートフォンで利用できる「電子お薬手帳」を広報紙で紹介する等、薬の管理の必要性について周知を図った。</li> </ul>							
【費用対効果】医療施策の円滑な実施							
【補助事業以外の事業】学校薬剤師、薬局休日当番事業							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助事業者による薬物治療の指導や残薬整理の指導を行うことは市民福祉の向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	本市における唯一の薬剤師の団体であり、各医療機関との連携も図ることができる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	補助事業者による「お薬手帳」の配布は、薬物の正しい服用について市民の意識啓発につながるものであり有効である。
適格性及び妥当性	<p>① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。</p> <p>② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。</p> <p>③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）</p>	A	補助事業者による専門的指導を行うことが妥当である。
		A	補助事業者による専門的活動を支援するため、財政的支援が最善の手段である。
		B	交付要領第3条に規定しており、妥当な補助額である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》	外部評価結果	《視点別評価》
	<p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 □充実</p> <p>□移管・統廃合</p> <p>□縮小</p> <p>□休止・廃止</p> <p>《上記方向の理由》</p> <p>「お薬手帳」を配布することにより、薬物の正しい服用について市民に意識啓発することができ、しいては医療費の軽減につながることが見込まれるため。</p> <p>《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》</p>		<p>公益性 ⇒ □高い □低い</p> <p>必要性 ⇒ □高い □低い</p> <p>有効性 ⇒ □高い □低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い</p> <p>《今後の改革の方向性》</p> <p>□現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 □充実</p> <p>□移管・統廃合</p> <p>□縮小</p> <p>□休止・廃止</p> <p>《まとめ》</p>

## 残薬整理事業支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる残薬整理事業支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等の要件)

第2条 残薬整理事業支援補助金に係る補助事業等は、薬物治療における重複処方や飲み忘れ等で生じた残薬の整理及び危険な相互作用を防止するため、お薬手帳の普及に資するものでなければならない。

### (補助金の額)

第3条 残薬整理事業支援補助金の額は、次条に定める補助対象経費の3分の2に相当する額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額とする。

2 前項に規定する補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (補助対象経費)

第4条 残薬整理事業支援補助金は、川内薬剤師会の保険薬局がお薬手帳の購入に要する経費について交付する。

### (交付の申請)

第5条 残薬整理事業支援補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 残薬整理事業支援補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) お薬手帳の購入計画表（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

### (交付の基準)

第6条 残薬整理事業支援補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の補助事業等の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、残薬整理事業支援補助金を交付することが適当でないと認められる場合

### (実績報告)

第7条 残薬整理事業支援補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) お薬手帳の購入実績表（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

### (効果の測定)

第8条 残薬整理事業支援補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、

次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) お薬手帳の購入部数

(補助事業者等の責務)

第9条 残薬整理事業支援補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の医療施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。